

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	二六	○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件	二六
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	二六	○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	二九
○生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件	二六	○計量器の定期検査を実施する件	二九
		公 告	
		○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	三〇

告 示

福島県告示第二百九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年六月十七日

名 称	所 在 地	福島県知事	佐藤 雄 平
扇町渡部小児科アレルギー科医院	会津若松市扇町二二六一	指定年月日	平成二十三年三月一日
喜多方市地域・家庭医療センター	喜多方市字六枚長四二二二	同	同 年五月一日
済生会春日診療所	伊達郡川俣町字五百田二〇一一	同	同 年四月
わたなべ歯科クリニック	相馬市中村字新町一七	同	同 年四月
黒沢歯科医院	相馬市中村字桜ヶ丘八六	同	同 年四月

月一日 (社会福祉課)

福島県告示第二百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十三年六月十七日

名 称	所 在 地	福島県知事	佐藤 雄 平
黒沢歯科医院	相馬市中村字桜ヶ丘八六	廃止年月日	平成二十三年三月一日
歯科渡辺クリニック	二本松市油井字背戸谷地二〇一三	同	同 年三月二日
大山歯科医院	岩瀬郡天栄村大字飯豊字上原二三	同	同 年三月二日
有限会社トミタヤ薬局	須賀川市馬町七二	同	同 年三月二日
エール薬局	相馬市大曲字大毛内五二一三	同	同 年三月二日

(社会福祉課)

福島県告示第二百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十三年六月十七日

名 称	所 在 地	福島県知事	佐藤 雄 平
高澤歯科医院	南相馬市原町区雫字上江三六一二	休止年月日	平成二十三年三月二日
日本調剤 双葉薬局	双葉郡双葉町大字新山字久保前七六一一	同	同 年五月一日

(社会福祉課)

福島県告示第二百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条

の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十三年六月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名 住所 施術所名 施術所の所在地 指定年月日

折笠鶴平 郡山市田村町下道渡 マッサージ 須賀川市東町五四―七 平成二十三年四月一日

字大森七一 ふれあい心のサービス

須賀川店

（社会福祉課）

福島県告示第二百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十三年六月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名 住所 施術所名 施術所の所在地 指定年月日

鈴木至廣 二本松市本町二―一 鈴木接骨院 二本松市本町二―一四 平成二十二年四月一―八日

菅野正一 伊達郡川俣町鶴沢字 接骨院B o 伊達郡川俣町鶴沢字村 平成二十三年五月二日

村社前二九―四 d y P o 社前二九―四

i n t

（社会福祉課）

福島県告示第三百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年六月十七日から同年十月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名

（変更前）片倉工業株式会社

取締役社長 岩本 謙三

（変更後）片倉工業株式会社

代表取締役社長 竹内 彰雄

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）株式会社マイカル

代表取締役 松井 博史

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号

（変更後）イオンリテール株式会社

代表取締役 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名

平成二十一年三月二十七日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

平成二十三年三月一日

四 届出年月日

平成二十三年六月七日

五 届出をした者

片倉工業株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年六月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
白河市（表郷、大信及び東の地域）	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおも	七月一九日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	大信農村環境改善センター
		七月二〇日 午前九時三〇分から	白河市表郷片倉

公 告

公告第百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年六月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

右に掲げる市 村	西白河郡西郷 村	午前二時三〇分 まで	同 午後一時三〇分 から 午後三時三〇分 まで	白河市東庁舎
右の特定計量器で、右 の検査を受けなかつた もの	七月二二日から八月一 九日まで（土曜日、日 曜日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	西郷村役場		
検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日		
白河市（表郷、大信 及び東の地域）及び 西白河郡西郷村	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月三日から二二月二 二日まで（土曜日、日曜 日、一〇月一〇日、一一 月三日及び同月二三日を 除く。）		

（計量検定所）

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月六日
- 二 名称
特定非営利活動法人相馬フォロアーチーム
- 三 代表者の氏名
山田 耕一郎
- 四 主たる事務所の所在地
福島県相馬市中村一丁目五番四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、相馬市内の学生、児童、園児および教員に対して、東日本大震災により生じた心理的ショックを緩和するための心理的なケアに関する事業を行い、もって相馬市民の心の健康の維持に寄与することを目的とする。

（文化振興課）